

3260
M084

中央大學文化科學原理
研究會叢書第四號
日本精神と刑法

同會編



0016226000

0016226-000

326.04-M084ウ

日本精神と刑法

泉二新熊・著

中央大学文化科学原理研究会

昭和17

ACG

326.04
Mo 84

900
1

中央大學文化科學原理研究會叢書 第四號

日本精神と刑法

泉二新熊

本文は昭和十六年五月四日教授泉二新熊氏が
本研究会に於て研究報告を爲したるものなり



日本精神と刑法

泉 二 新



只今御紹介のありましたやうに、前から何か話をするやうにといふ御註文がありましたけれども、どうも別段それと云つてお話を申上げるやうな適當な題目も考へつかないので、何か、専門的のことをお話しようかと思ふて居りましたところ、寧ろ餘り専門に亘らないで、日本精神と刑法といふやうなことに付ての概念でも話して貰つたら結構だ、といふ話を承はりましたので、それちやアさういふことに致しませう、と申上げておいたんですが、少し秩序を立ててお話して見ようかと思つてみますと、どうも餘り常識的なお話になりまして、皆様がわざわざ聞いて下さるには勿體ないやうな気がするので、大分遠慮したいと思ひましたけれども、折角日を決めて約束してありましたので、その責を塞ぐために纏りもつかないお話を申上ることに爲つたのであります。随つて特に注意してお聞き下さるやうな價値はないものと思つて居りますから、どうぞその點は御寛恕を豫めお願いしておきたいと思ひます。

先づ刑法の使命であります、申すまでもなく、犯罪を防遏し、國家の安寧及社會の秩序と國民の福利とを保護するといふことがその使命でありまして、之をつとめて申しますれば、犯罪に對して國家社會を防衛するのがその使命であるといふことが出來ます。時代の趨勢や國情の推移等に因りまして、犯罪對策の手段は何れに重點を置くべきかといふことに付ては、必ずしも一定の法則はないやうであります。沿革的に觀察して見ますと、刑法が或は種族的復

然れども已むを得ざるに及んでは肌膚を損ひ、生命を傷け、義刑義殺を用ひて敢て赦さず、豈憫隠仁愛忍びざるの心無からむや、義を盡すは仁をなすの至れる所以なり」といふやうなことを述べて居るのであります。是は古來歴史の跡に鑒みまして、刑法はどうしても治國の具として缺くべからざるものであるといふことを認證し延いてその考へを是認してゐるものであるといふことが言へるであらうと思ひます。實際の歴史に於きまして、我國の神代から既に刑法の制はある。爾來今日に至る迄刑法不存の時代はない。又孔子の禮讚してゐる堯舜の治世に於ても、刑法はあつたのであります。實に缺くことの出来ない治國の要具であると思ひます。

尙ほ、刑法は國防上の要具であるといふことも、勿論考へられるのであります。國防には先づ狹義の國防があります。これは主として軍備施設の充實を言ふのであります。次に廣義の國防は軍備施設の保護、軍機其の他國家機密の保護をも包含することが勿論でありまして、最廣義に於きましては國家總力の充實といふことも今日の國防の概念と分離して考へることは出来ないであらうと思ひます。現今では戦争が長期化し又其の手段が段々と經濟化致しまして、國家總力戦と爲つて居るのでありますから、どうしても國防といふ概念がここまで擴張せられざるを得ないのであると思ふのであります。而して是等の國防を危ふする者があれば之に對して、制裁を加へて國防の保全を期するといふことが刑法の使命の中に加つて來ることは當然であります。殊に今日の時局に於きましては刑法は國政上甚だ重要な任務を負擔することになつて來たと言はなければならぬと思ひます。

此の刑法が日本精神とどういふ關係を有するかといふことに付きまして、先づ日本精神の成生と發達といふことに付て一寸申上げてみたいと思ひます。

二
警法であり、或は權力的脅嚇法であり、或は個人自由保障の大憲章であるとか又は國家防衛法であるといふ風に特色づけられることがある譯であります。併し何れに致しましても之を根本的に考へれば刑法は終始一貫國家社會の防衛を以つて使命として居るといふことが出來ると思ひます。換言致しますれば時代の推移に依りまして刑法の重點を措く所の大方針に種々の變化はありますけれども刑法の終始一貫せる基礎觀念は社會秩序の維持に存するのであります。どんな個人主義、自由主義の刑法でありまして、やはり國家の安寧社會の秩序を保持する、犯罪に對して國家社會を防衛するといふ大使命を無視することは出来ないであります。(國家防衛と社會防衛とを對蹠的の反對觀念として考察することもありますが、私は此の所では其の當否などを考へるのでなく畢竟同一觀念と認めて居るのであります。)

そこで刑法は、とにかく治國の要具であるといふことが出來ると思ひます。此の點に付て古來德治主義とか、法治主義とかいふ對立的の觀念がありますことは、皆様御承知の通りでありまして、孔子の教へでは

之を道くに政を以つてし之を齊ふるに刑を以てすれば民免れて恥なし、之を道くに德を以てし之を齊ふるに禮を以つてすれば恥ありて且つ格し」と申して居ります。

これは德治主義を大いに高調してゐることは疑ひないところである。これに反して韓非子は

有道の士は仁を遠ざけ智能を去り之を服するに法を以つてす、是を以て譽れ高くして名威く民治りて國治る」と

といふやうなことを言つて居りますが、これは全然法治を偏重する主義であるといふことが見られるのであります。

又大日本史の刑法史の冒頭には

古より天下を有つもの刑法を去り以つて治をますこと能はず、仁人の民に於けるや赤子を保つが如し

先づ肇國の宏謀でありますが、申上ぐるまでもなく、皆様よく御承知の通りのことでありまして、天照大神が豊葦原の瑞穂の國にその御子孫が家族的國家を建設し、萬世一系の天皇として此の國家を統治すべきことを勅定せられましたので、茲に國本が確立し、宇内に比類なき萬古不易の國體が成生したのであります。尙ほ和を以つて本となし、正義の實踐力を以つて之を維持することを爲政の要諦と爲すべきことが神慮に依て垂示せられたのでありまして、ここに皇道の精神が生れ出た譯であります。斯ういふ國體と皇道精神とを基礎とする國家組織は最も優秀にして最も鞏固なる永久的の存在たるべきこと明白であります。ここで申上ぐることは甚だ畏れ多いことでもありますけれども、明治天皇の教育勅語の中には

我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ……

と宣はせられ、また今上天皇御即位の御勅語の中には

皇祖皇宗國ヲ樹テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉ジ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

と宣はせられてあります。これこそ我が國體を最も明白に宣示せられた聖訓であります。これは殊更に申上ぐる必要もありません。斯ういふ國體、斯ういふ皇道の精神の下に於きましては對立相刻といふことは絶對に否定されるべきであります。有機的な全一體の組織でありまして、君臣の間が首脳と體軀との關係でありますから、その間に相刻對立があり得べき筈がありません。あつてはならない又實際にさういふことがない。之が我國體の本義であらうと思ひます。然も首脳と體軀とは何れもその地位、本分を異にして居るのでありまして、互ひに相侵すことの出来な

い關係にあるわけがあります。さういふ大義が固定して永久に變らないといふところに國體の基礎が置かれて居ることが優越性を顯現する所以であります。此の全體としての、有機一體としての國家と國民との關係は即ち全一體と之を組成するところの細胞との關係に比することが出来るのであります。細胞は常に全體に對して奉仕的の職分を盡すべき使命を持つてゐるのであります。そこには臣道と言はんよりは臣にして且つ子、臣子の道といふものが生れて來るのが當然のことであると思ひます。斯の如くにして鞏固に凝結したところの有機體は決して相刻摩擦等のことに因つて、内部から崩れるといふことの恐れがないと言へるのであります。けれども、針小の蟻穴から千里の堤防が決潰することすらあるのでありますから、天壤無窮の國體を守るには一寸の油斷もあつてはならないのであります。斯やうに我國體は獨特の冠絶性を持つて居りますが、併し之に宿せる日本精神は、非常に大きな包容力を具へて居ります。而も亦之に加ふるに同化力があります。包容力と同化力との結晶は即ち大和の精神であります。そこで廣く知識を世界に求むるといふことが國是の内容の一部と爲り得るのであります。昔から御承知の通りに我國にては漢土の文物、印度の宗教、歐米の文化等を輸入致しまして、之に依つて我が固有の文化を大いに輔成し、大いに國力の發展を促して來たことは争ふことの出来ない事實であると思ひます。併し外國文化と日本精神との間には氷炭相容れざるものがある。我に特典性があつて、彼れと國情民俗の著しく異なる以上は此の事あるが當然であります。従つて餘りに模倣のみに没頭致して居りますと、遂には我が國體並に皇道精神に矛盾するやうな文物制度の形成に心醉し、非常に恐るべき弊害の發生を免れない結果を齎らすことは古今の歴史に證明されてゐる事實であります。併し又日本精神は何時迄も睡つては居りませぬ。目醒めれば必ず大きな迫力を用ひて不純を清淨し同化し日本化せねば止みませぬ。乃ち外來の文物制度に對しては皇道精神を注ぎ込むといふ考へが起つて來て、その弊害を除去しつゝ、進歩の道を辿る。

我が帝國は三千年の間に於て繰返し々之をやつて、今日の隆昌を見るに及んだのであります。結局、知識を世界に求めて、有意識的に、無意識的に、皇基を振起し、國體を強化するといふことに歸着するのが我が特長であるといふことが出来ると思ふのであります。明治天皇の五ヶ條の御誓文の中にも「知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」といふことを仰せられて居りますが、その精神といふものが非常に大切なことであらうと拜察するのであります。

それでは日本精神とは何であるかといふことになるのであります。日本精神は畢竟日本の統治道、日本の臣子道に依つて組成せられたところの皇道、即ち惟神の道に即する一大正氣であると思ふのであります。惟神の道は古今を通じて中外に施して何等杆格を來さざるところの天地の公道である。さうして之はすべての日本の國民道德の淵源であり、また皇國政道の淵源であると思ふべきであらうと思ひます。論語には修身齊家治國平天下を目的とするところの徳治を王道と見てゐるやうであります。支那の王道には日本に於けるが如き確固不拔の國體精神が内蔵して居らないといふ事、及び實踐力が非常に薄弱であるといふ點に於きまして、未だ完備せざるところの徳治であるといふべきであります。皇道は王道を超越する公道であるといふことが出来ると思ふのであります。また申すまでもなく覇道は徳を本とせず力——武力を本として政治を行ふ主義を指すのであります。我が皇道精神と相容れざるものであります。日本精神は皇道と表裏不可分の關係に在るのであります。

我皇道精神（從て又日本精神）は申上げるまでもなく、三種の神器に依つて表象されて居るといふことが一般に認められてゐるやうであります。どういふやうに此の表象の意味を解するかといふことは、人に依つて説が分れて居るやうであります。古くから廣く行はれてゐる説では、鏡と玉と劔がそれ／＼智仁勇を表象して居るとされて居るやうであります。併しそれに對しては、いろ／＼異説もあるやうであります。が、此の鏡に付ては天照大神が瓊瓊杵尊

に之をお授けになつた際に「吾が見此の寶鏡を視むこと當に吾を視るが猶くすべし」と仰せられたのであります。之を皇祖神の御靈代と仰ぐべきものである、而して之を天皇が奉齋せられまして、皇祖の肇國精神を體得せらるべきことを御示しになつてゐる御趣意であると拜察することが一番適當ではないかと私は考へるのであります。併し我が鞏固なる有機一體としての國家組織といふものは、未だ世界にその比を見ざるところの優越性を有つて居るのであります。斯ういふ國體をお定めになりましたといふことは、皇祖皇宗の至上智に基くものであることは、申上ぐるも愚かなことでありまして、即ち一面に於ては鏡は大なる智を現はすものであるといふ見方が出来るのであります。物の見方は決して一つに決つてゐるものではないと思ひます。それから玉であります。八坂瓊曲玉、はつきりとその言葉の意味を自分には理解出来ませんが、八坂といふのは彌榮を意味してゐるものであつて、瓊は立派な玉であります。彌榮の立派な眞玉といふことから勾玉の言葉が出て居るのではありますまいか。上古の頸飾りは圓玉、くだ玉、曲玉の三つから成立つて居る、曲玉はよからざる方を現はすのであるが、この曲玉がくだ玉を通じて和魂の玉である瓊玉に歸一するところに大和の精神が表象されてゐるものと考へることが出来ると思ひます。而して此の大和は他の一面に於ては、人間としての至誠に基づく仁惠敬愛の心を生むのであります。それ故にこの玉を以つて仁の印しなりといふことも間違ひではないのであります。終りに御劍、是は破邪顯正の實踐力を表示する。國體、皇道の支柱である。さうして又之を義勇の表象であるといふことも間違ひはないと思ふのであります。

斯ういふ精神から成立つてゐるところの皇道精神といふものは、統治をなさるについて上からの政道を意味すると同時に、統治を受ける臣民の方から、上に對する道即ち臣道をも不可分の含蓄して居るのであります。日本精神といふのも畢竟皇道精神に外ならない、それと別物ではないといふことを考へて宜しいのであります。

さて、我國の刑法は我國體と日本精神とに其の淵源を爲し而かも國體と日本精神とを支持することを以て其の大使命とするのであります。時代の推移に因りまして形式及細目は變化するのでありますけれども、二者の基本的關係は終始不動であります。

我日本固有刑法では御承知の通り被除の法を以つて普通の犯罪を處分したのであります。被除は神に誓つて自分の罪禍の消滅を祈願し以て改過遷善の實を擧ぐることを目的とする儀式であります。此の儀式に用ひらるゝ供物を犯人から獻上せしめたのは必ずしも今日の罰金のやうな制裁と觀たのではなく己れの精神の汚れを祓ひ清めていたゞといふ誠意發露の印しを徴した趣旨と解すべきであります。反之重大にして已むを得ざる場合には義刑義殺が行はれたといふことも、やはり上古史に依つて明かになつて居るのであります。國體の大義に背くものや著しく和合生活の精神を破壊するやうな悪性の行爲者に對しては、此の義刑が用ひられたのであります。此の固有法の主義に付て按じきますと、被除の法は改善主義の仁法であり、義刑の方は防衛主義の義法であります。詰り、今日の言葉で言へば、個別主義に基き、人格に重きを置き、偶々誤まつて罪過を犯したものは寛大の處置を行ひ、悪性の強いものや大義名分を犯す者に對しては義刑義殺を用ゆる。斯ういふことに歸着するのであります。結果から觀れば今日の文明國の刑法の主義とするところと全く同一であると考えられるのであります。そこで歐米文明國の近代刑事政策と一寸之を比較してみる價值があると思ひます。今日の刑事政策の要義は結局個別主義を基とし、一面に於ては社會防衛主義を取り、防衛の手段としては改善處分(自新改善、隔離改善)と淘汰處分を用ひることとし、偶然的犯人には自新改善の機會を與へる(起訴猶豫、執行猶豫等)、固執的犯人に對しては隔離改善(收容矯化)の處分を行ふ。又社會と兩立すべからざる惡質兇惡犯人は之を淘汰する(死刑)。と云ふことに爲つて居るのであります。併し少しく其の沿革を繙ね

て見ますと外國の古代刑法は復讐法であります。先づ世界最古の法典と認められて居るハムラビ法典(今より四千餘年前ベビロン王ハムラビーが日の神より授けられたりとして宣布したる石柱法)やそれから八百年位も遅れて出來ましたモーゼス法(耶蘇教典舊約全書の中に載せられて居る)は明白な反座的復讐法(Talio)であります。歐羅巴ではゲルマン種族の刑法の最初の沿革期は、盲目的な復讐時代から反座法となつて、次に贖罪法時代となり、降つてヨーロッパ中世の脅嚇時代を経て第十八世紀に入り自由思想大に勃興して同世紀中葉に於て刑法學の始祖ともいふべきベツカリあの犯罪及刑罰論が出てから半世紀も過ぎますと刑法界は所謂博愛時代に移りまして個人の自由の保護といふものが重く認められたのであります。第十九世紀の末葉の頃から新學派が起りまして刑法の使命は犯罪を豫防して社會國家を防衛するにあることを高調し其の主張が漸次諸國の立法に實現することに爲りました。博愛時代では應服刑の觀念を本とし犯罪事實の大小と刑罰の權衡を保持することを主張としたのであります。犯罪豫防主義から云ふと、右のやうな抽象的の觀念主義では犯罪を防止することは出來ないから、須らく犯罪の原因を探求し犯人の性格を研究して、それに適應するやうな技本的の措置を施し以て將來の豫防に努めねばならないとするのであります。そこで場合に依つては起訴猶豫であるとか、或は刑の執行猶豫であるとか、或は刑の宣告猶豫であるとか、本人に改悛自新の機會を與ふべき寛大な處置を用ゆる。少年に對しては刑を用ひずして、特殊教育を施すを原則とする。精神低能者に對しては刑を用ひずして主として治療的の改善手段を施すことを原則とするといふやうなことが考へられ、他の一面に於て社會秩序を全然無視して職業的に又は常習的に犯罪生活を營む者に對しては徹底的に隔離矯化の處分を施して餘りに改善を計りつゝ社會を保護するの策に出で、尙ほ凶惡犯人に對しては絶對淘汰の極刑を用ゆることに爲るのであります。これは防衛主義刑法の骨子でありまして今日では文明諸國刑法の通義であります。之を結果の

上から観ますれば仁法と義法とを併用して犯罪を豫防するのが社會防衛主義の刑法であります。然れば日本の固有利法は、既に數千年も前に歐米諸國の刑法に對して、先鞭をうつてゐるのであります。我が仁法、義法の精神が勝利を占めたのであるといふことが出来るのであります。

私は茲に獨逸ナチスの刑法を一瞥して見たいと思ひます。ナチスでは御承知の通りに民族を以つて一つの活きたところの有機體と見る。(Ein lebendiger Organismus) 此の民族を全體と見ると各個人は其の細胞である。細胞は全體を保持する爲に犠牲奉仕をしなければならぬ職分を有して居るといふ見地から民族體と個人との關係を思考し、此の世界觀に従つて刑法をすつと根本的に改めて行きつゝあるのであります。此の世界觀には日本精神と一脈相通するものがあるのであります。併し彼我の間には國體の相異がありますからナチ精神と日本精神とは日を同じうして語るべきものではないのであります。日本精神は他國の模倣することの出来ない日本國體から生れ出て居るのでありますから、是れ亦絶對特有であつて他の追隨を許さないものであらうと思ふのであります。そこで國體的精神を反映する刑法の部面に於ても彼我の間に精神的の相異があることは寧ろ當然であります。又治國の綱領が我に於ては徳治主義の皇道を本とし彼に於ては法治主義の霸道に依て居るのでありますから治國の要具たる刑法の根本精神が彼我一致を缺くべきことが矢張り當然でなければ爲りません。斯ういふ意味に於て我々は彼我法典の結構形式に囚はることなく、其の底流の精神に着眼して我固有法の特色を發揮するに努めねばならないのであります。

最後に、將來、日本の刑法は如何に進むべきか、如何にあるべきかといふ問題であります。是はやはりどこまでも、仁法、義法といふものは一貫して行きたいものであると思ふのであります。さうして尙ほ、此の日本帝國の刑法と致しまして將來に於て特に重要視しなければならぬことは、少くとも國體及國防に對する犯罪、此の國體、國防に

對して恐るべき影響を及ぼすところの思想犯罪、それから上下の和合を害する行爲、職權濫用と公務妨害といふ犯罪であると思ひます。就中職權濫用の罪といふものは、國家の機關たる公務員が法律に依つて自己に授けられたところの國家の權力を種々の意味に於て私心私慾のために悪用し之が爲めに國民の福祉を阻害し、又之に依て國家權力の神聖を汚し牽いて上下の和合を害することが著しいものがあるのであります。此の犯罪に對する現行刑法の法定刑はさ程峻厳でありませぬけれども、本罪には普通の犯罪と同一視すべからざる重大性が潜在して居ることを看過してはならないと思ふのであります。

それから家族の和合を害する行爲といふことに付ても、餘程注意をしなければならぬと思ひます。外部から他人の家庭の平和を害するといふやうなこともありますけれども、ここで私が申上るのはさういふ點ではなくして、家族間のことです。家族的に成立し發展した我國では家族團體の健全なる相違を保護することが最も肝要であります。健全なる家庭では子の親に對する孝道が重んぜらるべきと同じく親の子に對する愛護が完うされねば爲らぬのであります。往時に於ける我國法では不孝は大罪として處罰されたけれども子の教養愛護を怠つた親を罰する法律は無かつたやうであるが、併し子が悪事を働けば親も監督不行届で其の罪に座する法は儼存して居たのであるから親も自ら子の保護監督に付ては大責任が認められて居たことに爲るのであります。然るに今日では親は未成年の子に對して監督の義務はあるけれども監督放任から生ずる子女の墮落に付ては刑事責任を負ふことに爲つて居らないのである。抑々我國では大昔より上仁恕の徳性が行はれ、皇室は民を視ること赤子の如くに之を慈しみ玉ふことは申すも長き次第であります。帝國の國力の發展して來たことは、素より歴代天皇の御稜威の然らしめるところであります。而かも幾多の御勅語には忠良なる臣民の翼賛が國運の進展に貢獻する所少からざることを嘉み賜ふ御仁慈に對しまし

てたゞ感泣の外は無いのであります。我々臣民は此の大御心の程を拜し奉りまして克く我子を愛護監督し忠良なる臣民の道を踏み誤らしめないやうに注意する義務のあることを忘れては爲らないのであります。素より親が子を愛護監督することは人情の自然に出づるのでありまして、寧ろ本能的であるとも言へるのでありますから、法律で之を強ゆるやうなことにするのも却つて面白くないことではあります。併し今日の世相では斯う道義的理想に信頼して晏如たるを得ないものと爲すことは出来ないのであります。遺憾ながら法律の力を借りて子に對する親の保護監督の義務を強化することが必要であらうと思ひます。實際上から今日の状態を見ますと、親が子の監督を放任して全く顧みないといふ状況があり、これがために所謂不良少年といふものが續々と輩出するといふことになつて居る。是はどうしても看過すべからざる問題であると思ひます。此の點に付ては歐米諸國の方が既に家庭に於ける子弟の保護放任を重大視して、親に對してはコントリブユートリ・デリンクエンスリーの責任を認めてゐる。即ち少年の保護監督を放任して之を墮落せしめた親の責任を追及するといふことが立法化されてゐる。日本では御承知のやうに既に少年法も出来ては居りますが、その少年の監督を放任するところの責任を問ふといふことが餘り無頓着でありますので、將來の刑法では此の點に付て深く考慮を拂はなければならぬかと思ひます。

それから夫權の濫用問題であります。これも日本の今までの習慣の上から見ると、餘程難しい問題であるかも知れませんが、夫が妻を奴婢の如くに取扱ひ、自分は勝手氣儘な情婦を求めて家庭を顧みないといふことは、日本國家の美風たる家族制度の精神を全く破壊してしまふやうなものであり、是れほど家族生活の和合を阻害するものはないのではないかと思ひます。従前では家庭に於て妻はさういふことに對しても何等不服を言ふやうなことを許されず、夫の命唯是れ從ふの外はなかつたやうでありますけれども、今日の時勢の上から見ますと、此の點は昔と同様であつ

てはならないと思ひます。夫が放埒を極め妻の人格を無視するやうでは家庭は治まらず、子女の教育には著しい缺陷が生ずる、斯うして立派な家族制度は出来る道理はありません。將來の日本刑法は深く此の點に思を致す必要があるかと思ひます。

次に億兆相互の間に於ける和合、即ち社會共存上和平を害する行爲としては生命身體自由名譽財産等に對する一切の犯罪を指示し得ること勿論でありますけれども、それ等の犯罪は直接には個人的法益を對象とするのであります。而かも之に對しては嚴重な刑罰規定がありますが、反之一般公共の共存共榮の基礎たるべき生活問題に脅威を及ぼし同胞全體の犠牲に於て自己の利慾を恣にする行爲者の取締は從來不徹底でありました。唯近來統制經濟の體制が布かれてからは所謂閣取引に制裁を加ふることに爲つたのであります。此の閣取引といふものは、御承知のやうに普通の商事取引であつたのでありまして、所謂ボロイ利得を受けた者は手腕家として羨望されるやうな状態でありましたが、新に統制法令が出まして其違反が犯罪と爲ることに爲りましたので、學者は此のやうな犯罪を禁制犯又は法定犯と稱へまして、廣く一般道義觀念に背累するところの犯罪（所謂自然犯）と區別し、その間に恰も性質上の差異があるか如く考へるのが通例であります。例へば刑法の總則第三十八條は自然犯には適用されるけれども、法定犯、禁制犯には性質上、適用が出来ないといふやうに説明されて居るのであります。併し統制經濟法規に反する行爲（所謂經濟事犯）は、成程従前の一般刑法にはなかつた。今日の時局になつて初めて犯罪として法律上處罰されるやうになつたのであるけれども、その實質を考へると、所謂閣取引といふやうな行爲は億兆同胞の生活を脅かして専ら自分の私腹を肥さうといふ犯罪でありますから、詐欺、盜賊の類ひよりも尙ほ一層非道義的であつて、破廉恥的なものであり、決して單純なる形式的犯罪として觀察すべきものではないと考へるのであります。その點に付ては餘程立法に於

ても、法規の實際の運用の上にも、自然犯罪の場合と同じく克く犯罪の情状を識別して其の重きものに對しては徹底的の處置を爲すべきであると思つて居ります。

以上、一、二例示的に從來の立法上の注意問題を申し上げただけであります。時間の關係もありますから爾餘の點に付ては省略することに致します。終りに臨みまして一言附加いたします。近頃國家總動員法、國防保安法、改正治安維持法、刑法中改正法律等が制定されました。從來の刑事法に對し劃期的の變更を加へて居るのであります。將來に於ては唯一概に其刑罰を峻嚴するといふことのみが能ではありません。必ずや或は政治的に或は經濟的に又其他の方面から基礎的の規制を合理化し、然る後に刑罰を嚴化し、處分を迅速にすべく改正を行ひ以て仁法と義法との使ひ分けに付て、細心の注意を用ゆることの出来るやうに致したいのであります。合理的の基礎を築かないで徒らに制規違反を嚴罰し又強制的の處分を濫用するやうなことがあつては恐るべき逆効果を齎らすことに爲るであります。而して此の合理的の基礎は矢張り先づ第一に之を日本精神に求めねば爲らないのであります。前に申し上げましたやうに、凡そ刑法は治國の要具でありまして、之を抜きにして國政を行ふといふことは不可能であります。併し他の一面に於ては刑法以外の國家總力の運用、それから社會的の施設、家族的の制度、個人的の生活等がすべて日本精神の指導下に聯關作用することが期待されなければ如何に嚴重な刑法が出来ても其の使命は全うせられないのであります。即ち日本精神は何處迄も日本の庶政及刑法の基礎と爲り又庶政及刑法は日本精神を何處迄も支持し擁護するの使命を果さねば爲らないのであります。立法上及運用上の應用に付ては從來十分の研究を要すべき問題であります。指導方針としては是非共此の大義の一貫を期したいものであります。

以上のお話は學生に對する講義のやうなことに爲りまして甚だ失禮でありましたが、丁度時間も参りましたから此の邊で御免を被むることに致しませう。御靜聽に對しては謹んで謝意を表します。(了)



製本控

933	西	125	號	年	月	日
中央大學文化科學原理研究会 叢書						
才4号						
印						

印刷所 日東印刷株式会社

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四

發行所 中央大學文化科學原理研究会

東京中央大學内

吉野

一十六番地

長

一十六番地

900
100

中央大學
33

昭和十七年三月三十日印刷
昭和十七年四月五日發行

非賣品

編輯兼
行人

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四・中央大學内
川原次吉郎

印刷者

東京市本郷區眞砂町三十六番地
龜谷良一

印刷所

東京市本郷區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社

發行所

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四
中央大學文化科學原理研究會

933
125



